

電気供給に関する重要事項説明書

この書面は電気事業法第2条13の定めに従い、契約前に電気供給契約の重要な事項を説明するものです。本書に記載の無い事項及び詳細事項については、ゼロワットパワー株式会社（以下「当社」といいます）が別に定める電気供給約款、および選択約款、お客様の需要場所を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他供給条件等（以下「託送約款」といいます）をご確認ください。なお、個別契約書や覚書等（以下「契約書」といいます）の締結により、別途条件が定められている場合は、その定めに従うものとします。

1. 申込方法

当社所定の様式により申込みいただきます。

2. 申込・契約

電気供給申込み及び契約の詳細については契約書及び電気供給約款に従うものとし、お客様の申込みを当社が承諾したときに契約が成立します。

電気供給約款は、ウェブサイトへの掲載等、当社が適切と判断する方法にて交付します。

法令の改正や社会的経済的な影響等、当社が電気供給約款及び料金等の変更を必要と判断した際は変更を行います。その際はウェブサイトにて一定期間掲載すること等でお知らせします。

3. 供給開始予定日

・需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み後の所定の手続きは通常1～2か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、需給開始予定日に電気の供給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、電気の供給を開始できないことがあります。

・需給開始予定日は、インターネット上での開示、電子メールの送信または書面の交付その他当社が適当と判断した方法でお客さまにお知らせします。需給開始予定日は、原則として以下のとおり決定します。

<他社から電気契約を切り替える場合>（※ 需給開始予定日は指定できません。）

・スマートメーター未設置の場合

お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の計量日または検針日

・スマートメーターが設置済みの場合

お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の計量日または検針日

<お引越し（転入）される場合>

原則として、お客さまが希望した日

なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。

以下の場合には、ご希望の使用開始日までに手続きが進められません。当社からお申し込み

内容の確認をさせていただいた場合にはご協力をお願いいたします。

- ・新築の場合や同住所で複数の電気メーターがある場合等、お客さまの電気メーターを特定できない場合
- ・ご使用場所の契約容量等を特定できない場合

4. 電気料金

「基本料金+電力量料金±燃料費等調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金」の合計とします。各メニューの料金単価の詳細は、別表の単価表をご確認ください。

5. 電気料金のお知らせとお支払い

電気料金のお知らせは、検針日から10営業日以内にマイページ（インターネットを利用する方法）にて通知します。マイページのご利用は無料ですが、インターネットを利用するうえで必要となる料金等の諸費用はおお客様のご負担となります。書面による発送をご希望の場合、電気供給約款に定める手数料を、電気料金にあわせて支払うものとします。

電気料金は、事前に設定した期日までに、クレジットカードにて支払うものとし、お引き落としできない場合は当社指定の金融機関への振込にて支払うものとします。口座振込に際し必要となる手数料等の諸費用はおお客様のご負担となります。支払期日を過ぎた場合は、契約の解除や年10%を乗じた延滞利息をおお客様にご請求することがあります。

4. 使用電力量等の計量及び算定期間

使用電力量等の値は、当該一般送配電事業者が計量した値とします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、お客様との協議によって定めます。

料金の算定期間は、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。

5. 契約電流、契約容量及び契約電力

当社との協議により決定されます。

6. 契約期間

契約期間は申込み時に合意した期間とします。契約期間満了前に、お客様または当社から別段の意思表示が無い場合は、原則として契約期間満了後も同一条件で継続します。

7. 契約の変更または解約

供給開始日から1年未満の解約の場合、電気供給約款に定める解約事務手数料を支払うものとします。ただし、天災等の不可抗力の場合及びお客様と当社の双方が合意する場合はこの限りではありません。

契約変更または解約に際し、当該一般送配電事業者より当社が託送約款に基づく料金及び工事費等の請求を受けた場合、お客様は相当額を当社に支払うものとします。

8. 違約金

お客様の責めとなる理由により、その料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、電気供給約款に定める違約金を支払うものとします。

9. 契約遵守事項

お客様は電気工作物等に支障があり、または支障が生じる恐れがある場合等のご連絡、必要がある場合の立入業務、施設場所の無償提供、電気工作物の無償使用、計量器等の取り付け場所の無償提供、お客様が設置した設備の無償使用、調査、保安等にご協力いただくことがあります。

10. 個人情報保護

電気供給契約によって知りえた個人情報は、事業に必要な範囲で使用するものとし適切に管理します。個人情報保護方針、個人情報の利用目的及び共同利用等についてウェブサイトに掲載します。

11. 契約締結後の書面交付義務

本契約が成立した場合、当社は遅滞なく契約成立の通知書面を送付または表示します。

本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の際は、ウェブサイトまたは下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

社名 : ゼロワットパワー株式会社

登録番号 : A0229

住所 : 〒277-0871 千葉県柏市若柴 178 番地 4 柏の葉キャンパス KOIL

TEL : 04-7126-0561

FAX : 04-7126-0562

受付時間 : 平日 9:00～17:00

メール : reysol-zeroplan_support@zwp.co.jp

URL : <https://zerowattpower.co.jp>

停電時連絡先

停電時はおお客様の需要場所を管轄する一般送配電事業者へご連絡をお願いします。

URL : <https://zerowattpower.co.jp/assets/uploads/pdf/teiden.pdf>

2026年3月1日 制定

別表

電気料金表

■レイソル ZERO プラン

アンペア契約のお客様（従量電灯 B、スタンダード S 相当のお客様）

内訳		単価（税込）
基本料金	10A	311.75
	15A	467.63
	20A	623.50
	30A	935.25
	40A	1247.00
	50A	1558.75
	60A	1870.50
電力量料金	120kWh 迄	29.50
	120kWh 越～300kWh 迄	36.04
	上記超過	40.09

主開閉器契約のお客様（従量電灯 C、スタンダード L 相当のお客様）

内訳		単価（税込）
基本料金	1 kVA あたり	311.75
電力量料金	120kWh 迄	29.50
	120kWh 越～300kWh 迄	36.04
	上記超過	40.09

■レイソル ZERO オール電化プラン

アンペア契約のお客様（従量電灯 B、スマートライフ S 相当のお客様）

内訳		単価（税込）
基本料金	10A	311.75
	15A	467.63
	20A	623.50
	30A	935.25
	40A	1247.00
	50A	1558.75
	60A	1870.50
電力量料金	午前 6 時～翌午前 1 時	35.40
	午前 1 時～午前 6 時	27.58

主開閉器契約のお客様（従量電灯 C、スタンダード L 相当のお客様）

内訳		単価（税込）
基本料金	1 kVA あたり	311.75
電力量料金	午前 6 時～翌午前 1 時	35.40
	午前 1 時～午前 6 時	27.58